

【表紙】	
【提出書類】	大量保有報告書
【根拠条文】	法第27条の23第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	S B I インベストメント株式会社 代表取締役 中川 隆
【住所又は本店所在地】	東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号
【報告義務発生日】	平成26年10月22日
【提出日】	平成26年10月29日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	1 名
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

## 第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社セレス
証券コード	3696
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

## 第2【提出者に関する事項】

### 1【提出者（大量保有者） / 1】

#### （1）【提出者の概要】

##### 【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	SBIインベストメント株式会社
住所又は本店所在地	東京都港区六本木一丁目6番1号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

##### 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

##### 【法人の場合】

設立年月日	平成8年6月7日
代表者氏名	中川 隆
代表者役職	代表取締役
事業内容	有価証券の保有ならびに売買 投資事業組合財産の運用および管理

##### 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	SBIホールディングス株式会社 財務部 田中 孝広
電話番号	03-6229-2175

#### （2）【保有目的】

<p>当社が無限責任組合員又は清算人となっている下記投資事業有限責任組合の保有目的は純投資です。</p> <p>「SBIビービー・モバイル投資事業有限責任組合」</p> <p>「SBI・NEOテクノロジーA投資事業有限責任組合」</p> <p>「SBI・NEOテクノロジーB投資事業有限責任組合」</p>
--

( 3 ) 【重要提案行為等】

該当事項なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			410,000
新株予約権証券(株)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P	Q 410,000
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		410,000
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成26年10月22日現在)	V	4,540,000
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		9.03
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
平成26年10月22日	普通株式	30,000株	0.66%	市場内	処分	

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

<p>当社が無限責任組合員又は清算人となっている下記投資事業有限責任組合が次の通り保有しております。</p> <p>「SBIビービー・モバイル投資事業有限責任組合」 326,200株</p> <p>「SBI・NEOテクノロジーA投資事業有限責任組合」 74,500株</p> <p>「SBI・NEOテクノロジーB投資事業有限責任組合」 9,300株</p> <p>当社が無限責任組合員又は清算人となっている上記の各投資事業有限責任組合（以下「当組合」という。）は、それぞれ株式会社セレス（以下「発行会社」という。）の普通株式（以下「本件株式」という。）が株式会社東京証券取引所マザーズ市場（以下「本件市場」という。）に上場されるに際し、発行会社及び株式会社SBI証券（以下「SBI証券」という。）の間で締結される本件株式に関する新株式引受契約に基づき行われる一般募集、並びに売出人、発行会社及びSBI証券の間で締結される本件株式に関する株式売出引受契約に基づき行われる売出に関連して、SBI証券に対し、以下の通り表明し、確約しております。</p> <p>当組合は、本件株式の上場日の前日において保有する本件株式（以下「当組合保有株式」という。）について、本件株式の上場日から起算して90日を経過する日までの間（以下「処分制限期間」という。）、当組合保有株式の全部又は一部について、譲渡、担保権の設定、賃借、デリバティブ取引、その他の処分を行わないものとします（以下「本件処分制限」という。）。</p> <p>ただし、当組合の経営又は資産状態が著しく悪化した場合、若しくは当組合保有株式の全部又は一部を譲渡することが、社会通念上やむを得ないと認められる場合であって事前にSBI証券の書面による承諾がある場合又は売却価格が本件株式の本件市場への上場にあたり作成された有価証券届出書及び当該有価証券届出書の訂正届出書に定める発行価格の1.5倍以上であって、SBI証券を通して本件市場で売却する場合を除くものとします。</p> <p>なお、本件株式について株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て又は他の種類の株式等への転換（発行会社はその発行する株式を取得すると引き換えに他の株式又は新株予約権を交付することをいう。以下同じ。）が行われたときには、当該株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て又は他の種類の株式等への転換により取得した株式又は新株予約権についても本件株式に含むものとします。</p> <p>また、当組合は、SBI証券が、その裁量により、当組合保有株式の全部又は一部を本件処分制限の対象から除外する権限及び処分制限期間を短縮する権限を有することについて了承しております。</p>
---

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	73,800
上記(Y)の内訳	<p>平成25年6月11日付株式分割により4,059株を取得（無償交付）</p> <p>平成26年6月19日付株式分割により405,900株を取得（無償交付）</p> <p>SBIビービー・モバイル投資事業有限責任組合、SBI・NEOテクノロジーA投資事業有限責任組合及びSBI・NEOテクノロジーB投資事業有限責任組合からの投資は当該投資事業有限責任組合への組合員からの出資金に基づくものであります。</p>
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	73,800

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 （千円）

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地